

調達要求番号：07-1-2381-0031-0002-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	—	仕様書番号	SKS-9-00057
名称	ボイラー 整備・検査	防衛大臣承認年月日	—
		作成年月日	令和7年4月10日
		改正年月日	—
		海上自衛隊沖縄海洋観測所	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊におけるボイラー 整備・検査（以下、「役務」という。）について規定する。

### 1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

#### a) 引用文書

##### 1) 規格

日本産業規格（JIS）

##### 2) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成27年法律第58号）

ボイラー及び圧力容器安全規則（平成29年3月24日厚生労働省令第24号）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18）

##### 3) 技術図書

当該機器取扱説明書（以下、取扱説明書という。）

#### b) 関連文書

##### 法令等

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

役務に関する一般要求事項は、この仕様書及び対象品の取扱説明書による。

なお、契約の相手方はボイラー及び圧力容器安全規則に基づき、ボイラー2級技士以上かつボイラー整備士の免状を有する者に役務を実施させる。

### 2.2 対象機器及び数量等

対象機器及び数量等は、表1による。

表 1 - 対象機器及び数量等

番号	品名	型式	電熱面積・内容積	単位	数量
1	小型貫流ボイラー	日本サモエナー TW-600	電熱面積 9.68 m <sup>2</sup>	基	2
2	貯湯槽(第一種圧力容器)	森松工業 2500L	温水側 2.789 m <sup>3</sup>	基	1
			管側 0.032 m <sup>3</sup>		
3	貯湯槽(第一種圧力容器)	三成鉄工 800L	管側 0.032 m <sup>3</sup>	基	2
			管側 0.02 m <sup>3</sup>		

## 2.3 役務の内容

a) 役務の内容は、表 2 のとおりとし、取扱説明書に基づき作業を行う。

なお、部品交換等の不具合が生じた場合は、不具合箇所対策表(付図 1)を作成して監督官へ提出し、以後の対応を協議する。

表 2 - 役務の内容

番号	品名	作業内容	単位	数量
1	小型貫流ボイラー	① バーナープレート取り外し煙室洗浄	式	2
		② 水管及び管寄の内部水洗点検	式	2
		③ バーナー分解整備点検	式	2
		④ 付属品分解整備点検及び水圧テスト	式	2
		⑤ 試運転調整, 安全装置作動テスト・燃焼調整	式	2
2	貯湯槽 (第一種圧力容器)	① 内部開放水洗点検	式	1
		② 付属部品分解点検(安全弁吹きテスト)	式	1
		③ 加熱コイル抜き出しジャケット点検	式	1
		④ ジャケット部保温開放復旧作業	式	1
		⑤ 加熱コイルマンホール当たり面補修	式	1
		⑥ 第1種圧力容器受験検査 (日本ボイラー協会検査官による検査)	式	1
3	貯湯槽 (第一種圧力容器)	① 内部開放水洗点検	式	2
		② 付属部品分解点検(安全弁吹きテスト)	式	2
		③ 加熱コイル抜き出しジャケット点検	式	2
		④ ジャケット部保温開放復旧作業	式	2
		⑤ 第1種圧力容器受験検査 (日本ボイラー協会検査官による検査)	式	2

b) 表3に示した配管の換装を行う。

表3－換装機器等

番号	配管名	規格	単位	数量	作業場所
1	蒸気配管	40A SCH80 パイプ	本	1	ボイラー室 内外
2		50A SCH80 パイプ	本	1	
3		高圧エルボ 40A (ネジ込み)	個	4	
4		高圧エルボ 50A (ネジ込み)	個	4	
5		40A×10K フランジ (ネジ込み)	枚	2	
6		50A×10K フランジ (ネジ込み)	枚	2	
7		40A×10K フランジ (溶接)	枚	2	
8		50A×10K フランジ (溶接)	枚	2	
9		40A×10K 蒸気用フランジパッキン	枚	2	
10		50A×10K 蒸気用フランジパッキン	枚	2	
11		フランジボルトナット	式	1	

c) 作業終了時は、機器の作動確認を行うとともに、異常の有無の確認を行う。

d) 付帯工事を取り外した波板等は、契約の相手方手配により新替えとする。

## 2.4 作業場所

沖縄海洋観測所（付図2，付図3）

## 2.5 対象期間及び時間等

契約締結日～令和7年10月31日（金）の間、時間は0800～1200・1300～1645及び官側の定める時間とし、対象期日については、監督官と協議する。

## 2.6 材料及び器材等

この役務履行に使用する材料及び器材等は、日本産業規格（JIS）の規格品を使用し、規格のないものについては、品質及び性能を有することを証明する資料を監督官に提出し、承認を受け使用する。

## 2.7 発生材の処理

この役務により生じた撤去品（発生材）は、監督官の承認を得た後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、契約の相手方の責任において適切に処理する。また、指定された発生材については、撤去品（発生材）調書を添付し、監督官に引き渡す。

## 2.8 性能試験

監督官立会いのもと、作動試験を実施し、異常のないことを確認する。

# 3 監督・検査

## 3.1 監督

監督官は、工程管理、提出書類等、この仕様書に基づく要求事項に適合しているかを、

立合い又は書類審査により確認する。

### 3.2 検査

検査は官側立合いのもと実施し、ボイラー及び貯湯槽の機能状態の確認及び書類審査をもって検査とする。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

提出書類は、表4による。

表4－提出書類

番号	名 称	部数	提出時期	提出先	備 考
1	着 手 届	3	契約後速やかに	監督官	書式22 <sup>a)</sup>
2	工 程 表	1	工程調整後速やかに	監督官	様式適宜
3	不具合箇所対策表	3	必要の都度	監督官	付図1
4	撤去品(発生材)調書	6	必要の都度	監督官	書式24 <sup>a)</sup>
5	検査結果報告書	1	役務終了後速やかに	検査官	様式適宜
6	整備報告書	1	役務終了後速やかに	検査官	様式適宜
7	施 工 写 真	1	役務終了後速やかに	検査官	様式適宜 (各換装箇所の施工前・中・後の写真を各2枚)
8	終 了 届	3	役務終了後速やかに	検査官	書式22 <sup>a)</sup>

注<sup>a)</sup> 海上自衛隊契約規則に実施に関する細部(海幕経第183号。27.3.18)

### 4.2 安全等

- a) 作業中は、常に安全に留意して現場管理を行い、事故防止に努める。また、契約の相手方の故意又は過失により事故等が発生した場合は、契約の相手方の責任とする。
- b) 火気の使用や溶接作業等を行う場合には、当該部隊の責任者の許可を得るとともに、火気の取扱に十分注意し、適切な消火用具等を設けるなど火災防止処置を講じること。
- c) 喫煙は指定された場所で行い、毎日の作業終了後、消火及び整頓状況を確認する。

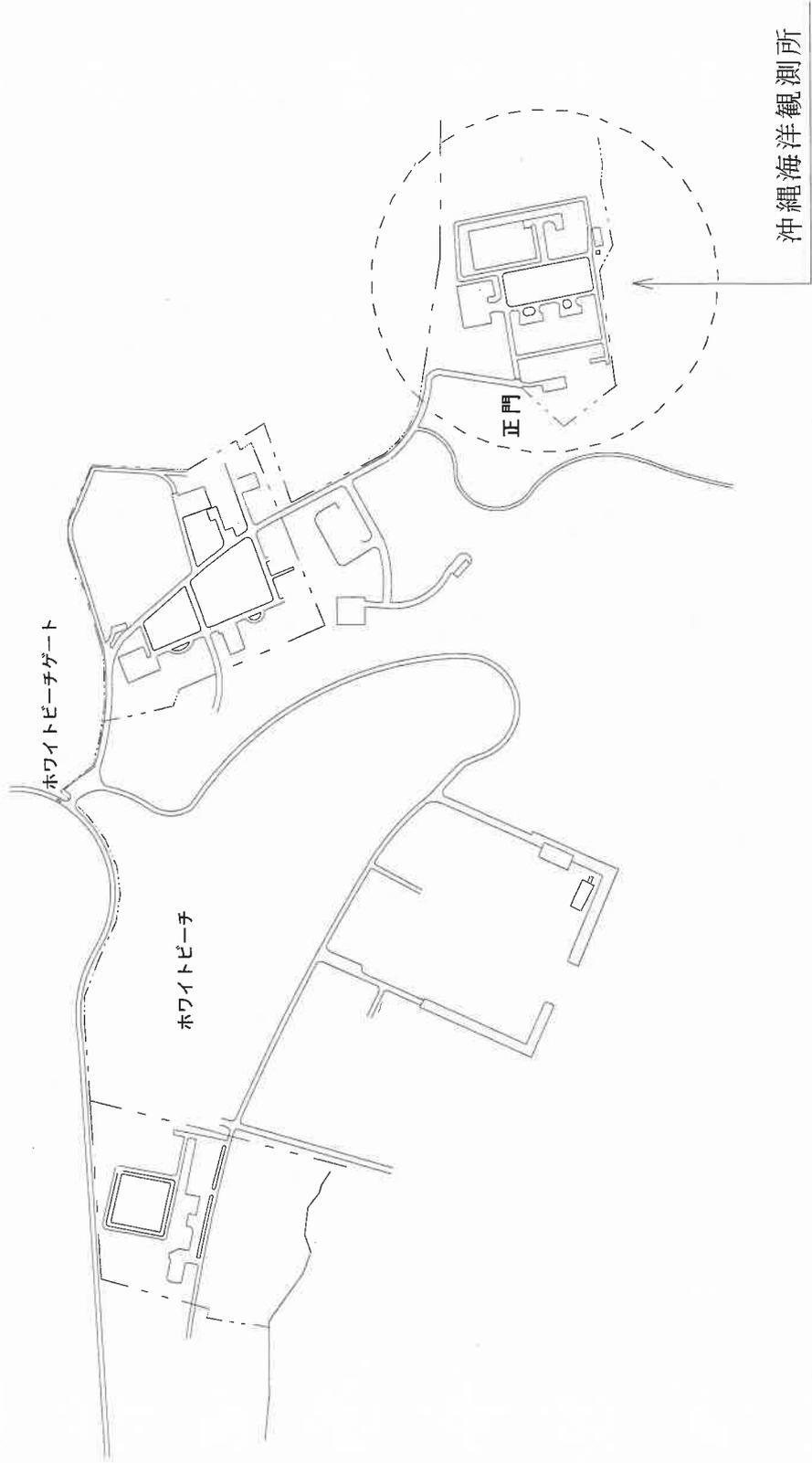
### 4.3 保全等

- a) 契約の相手方は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していない者を配置すること。
- b) 立入申請については、契約後速やかに官側監督官に申請を行い許可を得ること。

### 4.4 疑義事項

この仕様書に疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議する。

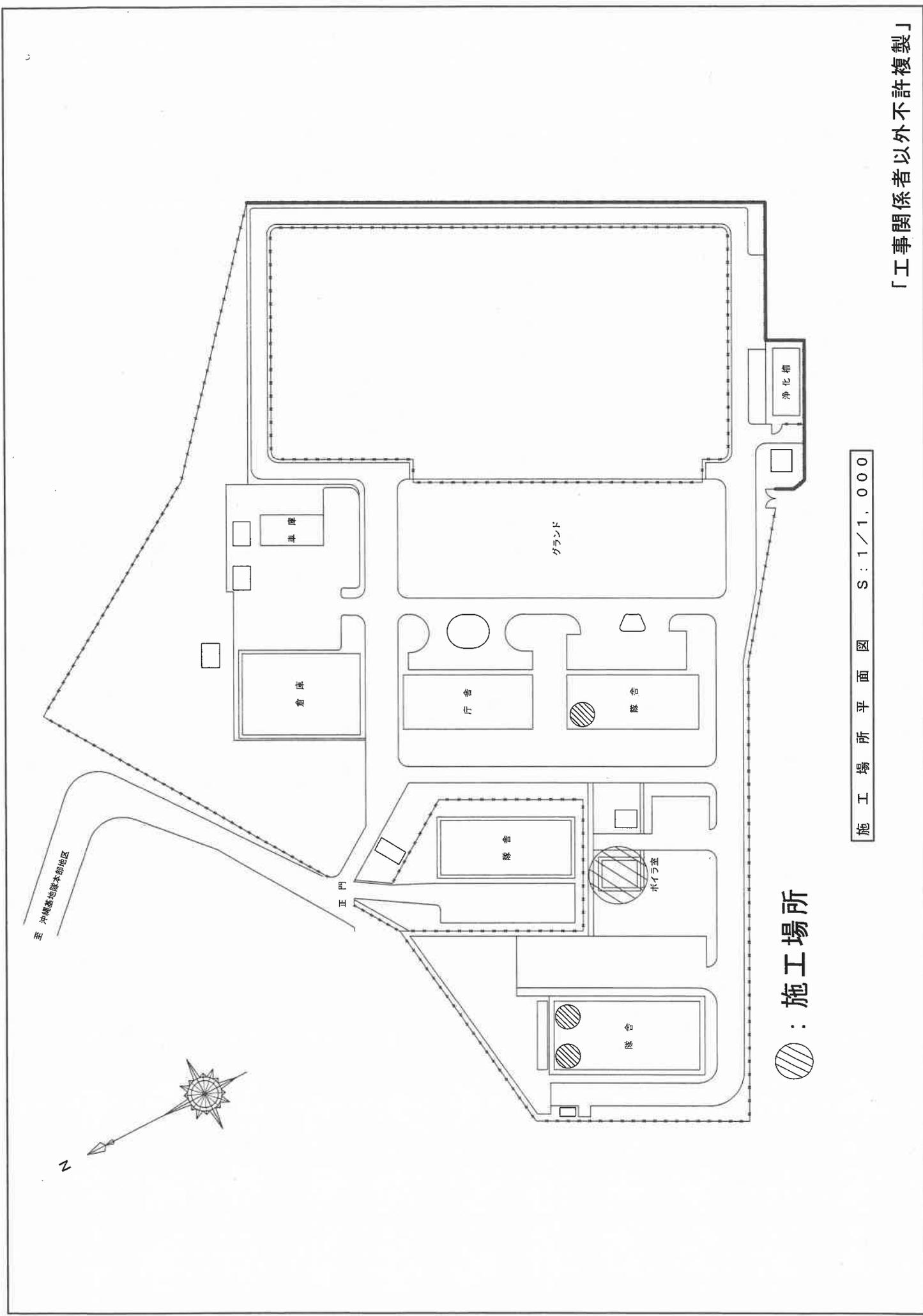




### 沖縄海洋観測所配置図

「工事関係者以外不許複製」

付図 1—履行場所等（外觀図）



「工事関係者以外不許複製」

付図 2—履行場所等（施工場所）